
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 194 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 194 回金融商品専門委員会（2023 年 1 月 31 日開催）において、ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金に関する手数料の取扱い及び償却原価の償却方法、及びステップ 3 における金融保証契約の発行者側の取扱い（金融保証契約の定義及び測定取扱い）について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金に関する手数料の取扱い及び償却原価の償却方法に関する意見）

事務局資料第 21 項に関する意見

2. 事務局資料の第 21 項に記載された提案内容を国内基準に導入する場合には、実効金利に含めない手数料に対応する特定の役務に係る考え方を整理する必要がある。この点、業として日常的に反復継続して大量の組成が繰り返される金融商品の組成手数料であれば、実効金利に含めた場合と比較しても、期間損益面で大きな差はないといえるとも考えられる。また、手数料に対応するコストが主として金融商品の組成時に発生するものであって、その金融商品の組成をもって履行義務の充足とみなせるものであれば、金融商品の組成時に手数料を認識しても、収益と費用の対応という観点から実務に即した取り扱いになる可能性があると考えられる。
3. 事務局資料の第 21 項に記載された条件を実際に適用した場合、この書き振りだけでは具体的にどの類型の手数料が条件を充足するかどうか判断が難しいと考える。そのため、例えば、私募債や住宅ローンの手数料、単独融資の組成手数料、シンジケート・ローンの参加手数料など、会計処理が変わり得る手数料の費目や性質を例示し、それらを踏まえて具体的に整理したうえで、実務に与える影響を分析することが必要である。
4. 銀行以外の金融機関においてシンジケート・ローン等のアレンジャー業務を行うことは頻繁でなく、受取手数料の多くはシンジケート・ローンへの参加手数料である。これらの手数料は、契約書上、具体的な性質が明らかではないケースが多いため、実務において事

- 務局資料の第21項(1)から(3)までの条件を疎明することは困難である。また、金利部分と収益部分の厳密な切り分けは行えないため、初期費用の色合いが強いなど、手数料の大まかな性質により条件を充足するか否かを判断できるような定めを検討する必要がある。
5. 事務局資料の第21項に記載された条件について、例えば融資の組成手数料が部分的に金利の調整を含む場合、その部分を切り出して実効金利に含める必要があるか、又は大部分が役務提供の対価である場合には全体として手数料収益とするか確認したい。なお、前者は実務対応が難しいため、後者とすべきと考える。
 6. 事務局資料の第21項に記載された条件(2)「手数料の料金設定が対応する役務との関係で合理的である。」について、通常のビジネスでは、貸手と借手は合理的な手数料金額で契約を締結するため、あえてこの条件を導入する趣旨を確認したい。また、実務でこの条件を適用する場合、顧客との取引記録などに基づいて適正に手数料が設定されていることを説明できれば条件を満たすのか、追加的な疎明が必要となるのかを確認したい。
 7. 事務局資料の第21項の条件(3)「手数料が対応する貸付金の金利水準を調整するものではない。」を金融機関が疎明することは非常に難しいと思われる。そのため、「金利条件が市場慣行から著しく乖離している」といった要件とする必要がある。
 8. シンジケート・ローン手数料等は税務上も役務提供の対価として契約当初に収益計上しており、これらの現行実務にも配慮すべきと考える。
 9. 事務局資料の第21項に記載された提案内容は、「収益認識会計基準等に準じて～できる」とされているが、適用する会計基準を定めるものであるため、「できる」規定ではなく、基準の適用範囲として定めるべきと考える。
 10. IFRS第9号「金融商品」(以下「IFRS第9号」という。)は、結果として生じる金融商品への関与の生成の不可分の一部という理屈により、実効金利に含める手数料として組成手数料等を示しており、米国会計基準も基本的には同じ建付けである。事務局資料の第21項に記載された提案内容は、そこから特定の役務に対応する手数料を抜き出して別途の取扱いを定めるものであるため、国際的に説明可能とするにはそれなりにハードルがあると考えられる。
 11. 事務局の提案内容について、IFRS第9号に基づき手数料が実効金利の不可分の一部であるかどうかを判定し、不可分の一部でなければ手数料を収益認識で処理し、不可分の一部であれば手数料を実効金利に含めて処理することを原則としたうえで、それに対する例外を設けるという理解でよいか確認したい。

事務局資料第 22 項に関する意見

12. 事務局資料の第 22 項で提案している手数料の繰り延べについては、実務では広く認識されていないと考えられるため、関係者に対して丁寧に説明していく必要がある。
13. 事務局資料の第 22 項に記載されている級数法等の「等」については、級数法以外の方法を取り得ることができるという意味だと理解しているが、融資の種類によっては、級数法と定額法とで計算結果が同じになることも考えられるため、級数法だけが一人歩きしないように慎重に検討する必要がある。
14. 手数料を実効金利に含めて償却するか、手数料を実効金利には含めず貸付金の会計処理と区分して償却するかどうかについては、IFRS 適用企業においても、重要性も踏まえて判断しているため、日本基準で詳細な定めを設けることにより、誤解を生じさせないように留意する必要がある。なお、手数料を償却原価及び実効金利法の外側で計算することがあり得るということは、検討の経緯等を含め何らかの形で示すことが必要であり、作成者及び監査の観点からも有用と考える。
15. 手数料を実効金利に含めるか、又は手数料を実効金利には含めず貸付金の会計処理と区分して処理するかについては、実務対応の範疇の話と考えられるため、国内基準に定めるのではなく、教育文書等に記載することが望ましいと考える。
16. 事務局の提案内容について、事務局資料の第 21 項及び第 22 項は、条件を満たす手数料は、表示及び開示も収益認識会計基準の範囲に収めることを意図しているようにも読めるが、その場合、第 20 項に記載されている国際的に説明するうえでの近似というのは、収益認識としての近似か、実効金利法への近似か確認したい。

ステップ 2 と 4 の関係に関する意見

17. 手数料の考え方は銀行のビジネス上の判断にかかわるため、会計上の取扱いはステップ 2 と 4 で同じにすることが前提となる。
18. 事務局資料の第 21 項に記載された提案は、我が国における実務負担への配慮をその理由としているが、今後のステップ 2 の基準開発において同様の実務負担への配慮から IFRS 第 9 号と異なる取扱いが増えた場合に、ステップ 2 における実務負担に配慮した IFRS 第 9 号と異なる取扱いと、実務負担に配慮した会計基準を目指すステップ 4 との関係性の整理が必要になると考える。

償却原価の償却方法（定額法の考え方）

19. 定額法を理屈で整理するのは難しく、利息法の方が理論的であると考えている。ただし、米国会計基準においては計算した結果が大きく変わらない限りにおいて他の手法を認めるという規定もあると記憶しており、国際的にも利息法以外の方法を全く認めないということではないと理解している。我が国において定額法が利息法の簡便的な方法として長年、実務上使用されてきたことを踏まえると、利息法に対する簡便的な方法として定額法を認めるという理屈には多少の説得力はあると考える。
20. 定額法を認めるかどうかという議論は、貸付金よりは、その他有価証券に分類される債券の償却原価法の適用に関して大きな影響が発生する可能性があると考えられる。多数の銘柄を保有している金融機関には、簡便的な方法に対するニーズがあるため、税制上認められている定額法が一般的に使用され、システム上でも実装されている。定額法の変更は ALM 収益にも影響すると考えられるため、これを認める理屈を考えることは非常に難しいものの、定額法を認めないとする場合には、その影響に関する関係者へのヒアリングなどを含め慎重に検討する必要がある。
21. 定額法を認めるかどうかという議論は、貸付金よりも債券の議論が中心になると考えられる。実効金利法を適用するうえでは、現行実務上、償却原価に移動平均法を適用していることも（信用リスクの著しい増大の判定においても同様に）課題となり得ることに留意する必要がある。
22. 未収利息を未収利息勘定又は有価証券の簿価に含めて表示すべきかについては、IFRS も米国会計基準も明確に定めておらず、実効金利の概念を理屈で追及すると、いずれかに一本化するべきといった点まで議論が広がる可能性があるため、留意が必要である。

（ステップ3における金融保証契約の発行者側の取扱い（金融保証契約の定義及び測定の取扱い）に関する意見）

23. 事務局提案は実務に配慮したものであり、賛成する。なお、会計方針の選択として金融保証契約と予想信用損失を別個に会計処理することができることとするという提案については、これは重要な会計方針の選択ではなく、各企業の状況に応じて会計処理されるということだと理解している。
24. IFRS 第9号と異なる処理を取り入れるにあたって、国際的な説明可能性のレベル感やトーンについて確認したい。
25. IFRS 第9号の金融保証契約の当初と事後の会計処理を取り入れるという事務局提案に違和感はない。なお、事務局が分析した当初と事後の会計処理にかかる妥当性評価については、国内基準に新たに導入する会計処理であることに鑑み、結論の背景等に記載する

ことが望ましいと考える。

26. 金融保証契約の処理方法については、特に後払い契約の場合において、IFRS 上も実務で複数の考え方がある状況と理解しており、その観点からも、複数の考え方を認める事務局提案は結果的によいと考える。
27. 国際的な説明可能性の確保は重要であり、金融保証契約の取扱いは、わざわざ IFRS と異なる取扱いを設ける必要があるか疑問である。金融保証契約は大手金融機関にとってはそこまで重要性がないかもしれないが、ノンバンク等ではある程度大きくなることがあるため、利用者の観点からは、IFRS 第 9 号と同等の定めを取り入れる方が望ましいと考える。
28. 金融保証契約は親子会社間で締結されるケースが多いと理解しており、日本基準上の単体財務諸表において事業会社にも相応に影響すると考えられることから、丁寧に議論する必要がある。
29. 事務局資料の第 18 項における保証料が後払いの場合に関する記載は、実務で複数の考え方があると理解しており、記載を見直す必要がある。

以 上